

第6回桑名市障害者差別解消支援協議会 議事録

日 時：令和8年2月20日（金）

場 所：桑名市役所 3階第2会議室

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

それでは引き続きまして、第6回桑名市障害者差別解消支援協議会を開催させていただきます。
では、委員長に引き続き、進行の方お願いしたいと思います。

【北村委員長】

ではただいまから議事に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（障害福祉課：西田）】

はい。改めて障害福祉課 西田でございます。説明させていただきます。

まず、議事に入る前に簡単に、この桑名市障害者差別解消支援地域協議会のことについてご説明申し上げます。委員については、先ほど申し上げたとおり、自立支援協議会の委員全員に就任していただいております。障害者の差別の相談案件についての報告、対応や解決策の協議をすることとなっております。

相談案件がないときは、現状の報告や県内の差別の相談事例の紹介、情報共有、事例の検討を行うとされており、今回で6回目の開催でございます。

お手元の資料についてですが、事項書と令和6年度の相談件数の一覧表、令和6年度上半期の不当な差別の取り扱いの例、県内の障害者差別に関する相談に対する相談窓口の一覧表でございます。

資料のない方、おみえでしょうか。よかったですでしょうか。

それでは、議事 1 令和6年度の取り組みについてですが、周知啓発をホームページであったりとか、広報くわなで、令和6年4月から事業所事業者に対して義務化された、合理的配慮の提供であったりとか、差別解消法の趣旨、相談窓口の連絡先の方を掲載しております。障害により不利益を受けている方々への周知啓発を行うといった取り組みです。

窓口に関しましては、私ども障害福祉課を主な相談窓口として設置しており、その他の障害者基幹相談支援センター、障害者総合相談支援センターそういんをはじめとする関係機関と連携がとれる体制の整備しております。

令和6年度中に障害者差別に関する相談につきましては、2件ございました。

相談内容についてですが、相談者の個人情報であったりとか相手方の配慮あり、お話できる範囲でとなりますが、障害のある子供の保護者の方から、入学するにあたり、保護者の就労の関係上、送迎が困難であるため、通学の支援の利用できる日数を増やすとともに、受け入れ時間を早めて欲しいというご要望いただいたというものがございました。

通学支援やその他学校側管轄が県ということで、嘆願書と集めた署名などを市教委で一旦預かり、県教委へ届けて連携を図ったことで、要望の方が認められ、通学支援の回数も増えることになったと聞いております。3、障害者差別解消支援地域協議会の開催ということで、昨年度は、令和7年1月28日に、自立支援協議会の後で、開催しました。

引き続き令和7年度の取り組みです。

周知啓発につきましては、前年度からの引き続きの対応をさせていただいております。

窓口も、変わらず、障害福祉課を主な窓口として、関係各所と連携をとれる体制で相談を受け入れております。

【事務局（障害福祉課：西田）】

本年度については、現時点で1件の相談がございました。

これもお話できる範囲となりますが、障害のある子供の保護者の方から、地震や火災等の発生時に運動場へ避難する場合の経路にスロープがないので設置して欲しいという相談が市教委の方にあったということです。市教委の職員が現地に赴き、確認を行い、緩いスロープがある別経路を確認したため、少し遠回りではあるが、そこを避難経路として使っていただくという形で、ご本人にも伝達済みということで、解決していると聞いております。

障害者差別解消支援地域協議会については、ただいまこの2月20日開催させていただいているということでございます。

最後に、3番目、県内の状況ですけど、資料でお配りさせていた、三重県のホームページのもので、障害の書の字がひらがなで表示となっておりますが、三重県のホームページに記載のある、この差別解消法に基づく相談の窓口の一覧というのを、1つにまとめさせていただいております。

また、別添、不当な差別的取扱い、合理的な配慮の具体例の資料については、令和6年度上半期のものです。三重県障がい者差別解消支援協議会が例年、3月に開催予定であり、下半期分を含めた令和6年度のデータを現在作成中とのことでございます。次回以降のですねこの会議の際に改めて報告させていただければなと思っております。以上でございます。

【北村委員長】

はい。今3点について説明がありましたが、ご質問等あれば、よろしくお願いいいたします。

【梶委員】

合理的配慮の提供、合理的な、とはどんなイメージですか。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

合理的配慮というのは、障害者が他の人と平等な機会を確保するための必要な措置を合理的配慮という形で言っており、障害者差別解消法の中に言葉としての定義がされております。

【北村委員長】

合理的配慮という言葉は難しいし、イメージしにくいですが、経緯としては、障害者の権利条約の日本語訳で合理的配慮という言葉が使われていることもあって、過重な負担ない限り、話し合いをして、配慮を行うというような内容かと思えます。

皆さんいかがでしょうか。それではなければ、3のその他について事務局より何か説明があればお願いいたします。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

特に事務局の方からございません。

【北村委員長】

ありがとうございました。以上で議事を終了させていただきたいと思えます。

事務局にお返しいたします。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

はい。委員長どうもありがとうございました。

第6回の桑名市障害者差別解消支援地域協議会、終了とさせていただきます。

長時間にわたりご参加いただきましてありがとうございます。

お疲れ様でした。